

商標法に関するシンガポール条約関連規定 (新しいタイプの商標関係)【仮訳】

商標法に関するシンガポール条約

第3条 出願

(1) [願書に記載し又は添付するもの及び料金]

(a) 締約国は、願書に次のものの全部又は一部を記載し又は添付するよう要求することができる。

(i) ~ (viii) (略)

(ix) 規則に定める標章の少なくとも一つの表示(representation)

(x) 該当する場合は、規則において定めるとおり、標章の種類及びその種類の標章に適用される特定の要件の陳述

(xi) ~ (xvi) (略)

(b) ~ (c) (略)

(2) ~ (3) (略)

(4) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、出願に関し、(1)及び(3)並びに第8条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。

(i) ~ (iv) (略)

(5) (略)

第5条 出願日

(1) [許容される要件]

(a) 締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第8条(2)の規定に基づいて要求する言語で記載され又は作成された次のすべてのものを自国の官庁が受理した日を出願日として認める。

(i) 標章の登録を求める旨の明示的又は黙示的な表示

(ii) 出願人を特定することができる表示

(iii) 出願人又は、その代理人がある場合には、当該代理人に、官庁が連絡可能な表示

(iv) 登録を求める標章の十分に鮮明な表示一通

(v) 登録を求める商品又はサービスの一覧表

(vi) 第3条(1)の(a)(xvi)又は第3条(1)(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(xvi)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠。

(b) 締約国は、(a)の(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)の(i)から(vi)までに規定するものであって第8条(2)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載され若しくは作成されたものを自国の官庁が受理した日を出願

日として認めることができる。

(2)～(3) (略)

(4) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、出願日に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

商標法に関するシンガポール条約規則

第3規則 出願に関する細則

(1)～(4) (略)

(5) [ホログラム標章]

標章がホログラム標章によって構成されている旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製は、全体としてホログラム効果を捉えた一又は複数の図面とする。提出された位置又は複数の図面では全体としてホログラム効果を描写していないと官庁が考えるときは、追加の図面の提供を求めることもできる。官庁は出願人にそのホログラム標章の説明文の提出を求めることもできる。

(6) [動く標章]

標章が動く標章によって構成されている旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製は、官庁の選択によって、動きを描写した単一の図面又は連続した静止画若しくは動画とする。提出された一又は複数の図面では動きを描写していないと官庁が考えるときは、追加の図面の提供を求めることができる。官庁は出願人にその動きを解説する説明文の提供を求めることもできる。

(7) [色彩標章]

標章が色彩そのものからなる標章又は輪郭のない色の組合せによって構成されている旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製はその色彩又は複数の色彩のサンプルとする。官庁は、その色彩又は複数の色彩の一般名を用いた指定を求めることができる。官庁はその色彩又は複数の色彩が商品にどのように付され若しくはサービスとの関連でどのように使用されるのかの説明文を求めることもできる。官庁はさらに、出願人が選択し官庁が受け付ける広く認められた色コードでのその色彩又は複数の色彩の表示を求めることができる。

(8) [位置標章]

標章が位置標章により構成されている旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製は、製品における位置を示した標章の単一の図面とする。官庁は、保護が主張されていない事項を示すことを要求できる。官庁は製品におけるその標章の位置を解説する説明文を求めることもできる。

(9) [音の標章]

標章が音の標章により構成される旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製は、官庁の選択によって、五線譜表記若しくは標章を構成する音の説明文、アナログ若しくはデジタルの音の記録、又はそれらの組合せよりなる。

(10) (略)

モデル国際様式 No.1

*本様式は第4回商標法に関するシンガポール条約加盟国総会(2012年)にて採択の勧告がなされる予定。

標章の登録の出願

官庁殿

官庁使用欄

出願人識別番号¹

代理人識別番号¹

1. 登録請求

本出願に記載の標章の登録をここに請求する。

¹ 本願書に記載の出願人識別番号及び/又は代理人識別番号をこの欄に記入するよう指示される

場合がある。

2．出願人

2.1 出願人が自然人である場合には、自然人の

(a) 名字又は姓²

(b) 下の名又は名²

2.2 出願人が法人の場合、法人の正式名称

2.3 住所（郵便番号と国名を含む）

電話番号 ファクシミリ 電子メールアドレス
（市外局番を含む） （市外局番を含む）

2.4 国籍

居所

組織の状態³

2.5 出願人が法人の場合

- 法人の法的性質
- その法律に基づいて法人が設立された国、該当する場合は当該国における地域

2.6 出願人が複数の場合はこのボックスにチェックマークを入れること。その場合別紙に、2.1, 2.2, 2.3, 2.4 及び 2.5⁴に関する各出願人の情報を記載すること。

3．代理人

3.1 出願人が代理人ではない。

² (a)と(b)で示される名前は、出願人の正式名称又は出願人が使用する通称のいずれかであること。

³ 「組織」とは実際に有効な産業用又は商業用組織

⁴ 別紙に、住所の異なる複数の出願人が記載されているが代理人が存在しない場合、連絡窓口となる出願人に下線を引くこと。

3.2 出願人が代理人である。

3.2.1 代理人の識別

3.2.1.1 名前

3.2.1.2 住所（郵便番号と国名を含む）

電話番号 ファクシミリ 電子メールアドレス
（市外局番を含む） （市外局番を含む）

3.2.2 委任状に官庁発行のシリアル番号を有している⁵

3.2.3 委任状を添付

3.2.4 後ほど委任状を提供する

3.2.5 委任状は必要ない

4 . サービス提供場所⁶

5 . 優先権の主張

出願人はここに、以下の優先権を主張する。

5.1 第一出願の国（官庁）⁷

5.2 第一出願日

5.3 第一出願の出願番号（可能であれば）

5.4 優先権主張の基礎となる出願の謄本写し⁸

⁵ まだ委任状にシリアル番号が付与されていない場合、又は出願人あるいは代理人にシリアル番号が知らされていない場合、空白のままにしておくこと。

⁶ 出願人あるいは出願人が複数存在する場合そのうちのだれ一人として、本出願の最初の頁に記載の官庁が所在する締約国内に居所又は実際に有効な産業用あるいは商業用組織を持たない場合、第4項目の空欄にサービス提供場所を記入しなければならない。但し、第3項目に代理人に関する記載がある場合を除く。

⁷ 優先権主張の基礎となる出願が一国に属する国内官庁以外の官庁（例えば、OAPI、ベネルクス商標庁、OHIM(商標・意匠)）に出願された場合、国名ではなく官庁名を記載しなければならない。それ以外の場合は、官庁名ではなく国名を記載すること。

⁸ 「謄本の写し」とは、優先権主張の基礎となる出願の写しのことであり、当該出願を受理した官庁により原本であることが認証されたもの。

- 5.4.1 本出願に添付
 - 5.4.2 本出願の出願日から3ヶ月以内に提出する。
 - 5.5 謄本の写しの翻訳
 - 5.5.1 本出願に添付
 - 5.5.2 本出願の出願日から3ヶ月以内に提出する。
 - 5.6 複数の優先権を主張する場合、ボックスにチェックマークを入れること。その場合別紙に、5.1, 5.2, 5.3, 5.4 及び 5.5 に関する各出願の情報、並びに各出願で指定されている商品及び/又は役務について記載すること。
-

6 . 本国（本国官庁）における登録⁹

本国（本国官庁）における登録の謄本を添付

7 . 博覧会出品に伴う保護

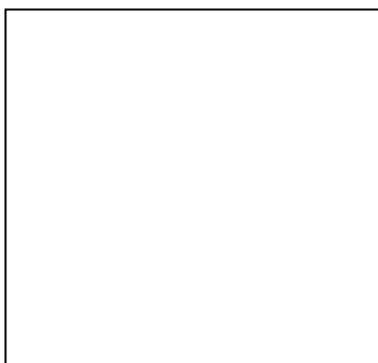
博覧会に商品及び/又は役務を展示することに伴い保護を求める場合、チェックボックスにマークを入れること。その場合、別紙に詳細を記入のこと。

8 . 標章の表示

(8 cm × 8 cm)¹⁰

⁹ 出願時にパリ条約の第6条の5に従って証拠を提供する場合にチェックボックスにマークを入れること。

¹⁰ 標章表示にあたり次元の表示も可能である。より大きな様式での表示を許容している官庁もある。



- 8.1 出願人は、標章で使用されている標準文字で登録、公開されることを望む。¹¹
- 8.2 標章の特徴として色彩を主張する。
 - 8.2.1 主張に係る色彩の表示¹²
 - 8.2.2 色彩の標章の主要部分

9 . 標章のタイプ

- 9.1 標章は、
 - 9.1.1 立体標章である。
.....¹³異なる方向から表示した標章を添付
 - 9.1.2 ホログラム標章である。
.....¹³異なる方向から表示した標章を添付
 - 9.1.3 動きの標章である。¹⁴
動きを説明する記載

¹¹ 図形要素を含む又は図形要素から成る標章の場合は不可能である。標章に図形要素が含まれている又は図形要素から成ると官庁が判断した場合、出願人の要望は聞き入れられず、標章表示用枠内に表示された標章がそのまま登録、公開される。

¹² 色彩の表示は、官庁の選択により、主張に係る色彩の名前及び/又はコードから成る。

¹³ 異なる方向から表示した標章が、第8項目の枠内ではなく、別紙により提供されている場合、このチェックボックスにマークを入れ、標章を提示した異なる方向の数を記載すること。

¹⁴ このタイプの標章に関して、1枚の画像の提出を求めるか、又は連続静止画や動きを示す動画の提出を求めるかは締約国官庁の判断に委ねられている。

9.1.4

動きを描写する追加画像を添付
色彩標章である。

主張に係る色彩の指定¹²

色彩が商品にどのように使われているか、
又は役務に関連してどのように使用され
ているかの説明

9.1.5

位置の標章である。

商品に係る標章の位置の説明

保護が請求されていない事項の表示

9.1.6

音の標章¹⁵

五線譜表記を提供

標章を構成する音の説明

録音を添付

9.1.7

音の標章以外の不可視記号¹⁶

9.2¹⁷ 白黒の標章の複製を添付

¹⁵ その標章の複製は、官庁の選択によって、五線譜表記若しくは標章を構成する音の説明文、アナログ若しくはデジタルの音の記録、又はそれらの組合せよりなる。

¹⁶ 標章が、音の標章以外の不可視記号から成る場合、締約国の法律の定めに従って、標章の1つ又は複数の表示あるいは標章に係る詳細が、締約国官庁により求められる場合がある。

¹⁷ 白黒及び/又は色彩付き標章の複製数を記入のこと。

9.3¹⁷ 色彩付き標章の複製を添付

10. 標章の音訳

本標章又は本標章の一部の音訳は以下の通りである。

11. 標章の翻訳

本標章又は本標章の一部の翻訳は以下の通りである。

12. 商品及び/又は役務

商品及び/又は役務の名前¹⁸

上記空欄が十分でない場合このボックスにマークを入れる。その場合別紙に、商品及び/又は役務の名前を記載すること。

13. 使用の意図又は使用実績に関する宣言：使用実績の証拠

- 13.1 宣言書が添付されている場合、このボックスにマークを入れる。
 - 13.2 使用実績の証拠が添付されている場合、このボックスにマークを入れる。
-

¹⁸ 商品及び/又は役務がニース分類の2以上の類に属する場合、ニース分類の類に従って分類しなければならない。各類の番号を表示し、同じ類に属する商品及び/又は役務をすべて分類番号毎にグループ化しなければならない。商品又は役務の各グループは、ニース分類の順番に従って提示されなければならない。すべての商品又は役務がニース分類の1つの類に属する場合、その分類番号を提示しなければならない

14. 言語に関する要件

官庁の言語要件に準拠するために付属書が添付されている場合、このボックスにチェックマークを入れること。¹⁹

15. 署名又は押印

- 15.1 署名又は押印をした自然人の名前
 - 15.2 署名又は押印をした人物又は代理人を示すため、下記のボックスにマークを入れる
 - 15.2.1 出願人
 - 15.2.2 代理人
 - 15.3 署名又は押印した日
 - 15.4 署名又は押印
-

16. 手数料

- 16.1 本出願の手数料支払いの通貨と総額
 - 16.2 支払い方法
-

17. 別紙と付属書

別紙及び/又は付属書が同封されている場合、このボックスにマークを入れ、別紙及び/又は付属書の総ページ数を提示すること。

¹⁹ 官庁で2以上の言語の使用が認められていない場合、このボックスは使わない。